令和８年度　桐生市地域おこし協力隊（黒保根地区）　募集要項

雇用関係の有無	なし
業務概要	桐生市黒保根町は赤城山の裾野に広がる自然豊かな山間地域です。 黒保根町では、町内のキャンプ場、宿泊施設、温泉施設、飲食店や道の駅などの地域施設と連携しながら、「また来たい」「ここでゆっくり過ごしたい」と思ってもらえる仕掛けや情報発信、周遊プランなどの新たな企画立案に挑戦していただき、黒保根町全体の潜在価値を一緒に高めてくれる方を募集します。 ●主な活動内容 ・地域施設（キャンプ場、宿泊施設、温泉施設、飲食店や道の駅など）との連携企画 ・SNS 等による情報発信 ・「リトリート（忙しい日常から少し離れ、自然の中で心と体を整える新しい旅のスタイル)」をテーマにしたイベント等の企画立案 ※広報紙への掲載や活動報告会の実施など、住民に向けて地域おこし協力隊の活動を周知する機会も設けています。
活動目標	■1 年目「まずは地域を知り、活動の基礎を身につける」 （地域のことを知り、地域に根付くための基礎を身につける一年） ・地域施設のことを知る（宿泊施設等での研修等） ・地域住民や事業者との関係づくり ・黒保根町を歩き、地域の魅力を知る ■2 年目「地域へ活動を広げる」 （地域との連携を深める一年） ・地域施設の利用者が、何を求めているのかを把握する ・地域施設と連携し、リトリートをテーマにしたイベント等の企画立案 ■3 年目「地域の価値を育てる」 （「休みたくなるまち」を形にする一年） ・地域全体の魅力向上に取り組む ・地域事業者との継続的な連携 ・リトリートの魅力発信（黒保根町だけでなく、新里町や桐生市街地、赤城山周辺地域とのコラボも可） ・卒業後を見据えた本格的な活動基盤づくり ・定住・起業・就業に向けた本格的な準備
任期終了後の進路（例）	・リトリートプランの企画・運営などを行う事業として独立・起業 ・活動を通じて築いた地域との関係を基盤として、町内の受入企業へ就職し、地域づくりに携わる ・活動を通じて築いたネットワークを生かし、地域内で新たな仕事に挑戦する

応募条件	【必要条件・資格】 ・原則、年齢満 20 歳以上 50 歳以下の人 ・三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの地域を除く。詳細についてはお問い合わせください。）から黒保根町に住民票を異動し移住できる人 ・普通自動車運転免許（AT 限定可）を取得しており、かつ、活動に際し自家用車を用意できる人 ※自家用車は、任意保険に加入（自己負担。対人補償は無制限、対物補償は 1 千万円以上）すること ・パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の操作やインターネット、SNS 等を活用でき、活動に際しパソコン等を用意できる人 ・地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない人 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない人 ・税金の滞納が無い人 【求める人物像】 ・地域の方と明るくコミュニケーションが取れる ・地域に溶け込み、地域とのつながりを大切にできる ・行政や所属企業のルールを守り、周囲と協力しながら働ける ・地域の文化や暮らしを尊重し、寄り添う姿勢を持てる ・華やかな企画だけでなく、日々のことにも前向きに取り組める ・自然・アウトドア・キャンプが好きである（経験やスキルは不問） ・接客や人と接する仕事に苦手意識がない ・土日勤務・宿直勤務・変形労働時間制での勤務が可能である ・任期終了後も桐生市内に定住する意思がある 【歓迎する人物像】 ・企画立案やプロジェクト運営の経験がある、または今後してみたい ・人を喜ばせることにやりがいを感じる ・自然の中で過ごす時間に魅力を感じる ・地域のイベントやまちづくりに興味がある
サポート体制	・着任時サポートの実施。 例）着任時の住居・車の紹介、ご近所への挨拶回り、地域内キーパーソンへのお繋ぎなど ・活動や生活の悩みを自治体職員や担当者へ相談できる機会を設けるために、自治体、関係者との定期的なミーティングを実施。 ・3 年後の定住に向けた活動に対するフォロー 例）起業・事業承継支援補助金の支給（上限 100 万円、支給条件あり）
募集人数	1 名を予定
勤務地	群馬県桐生市黒保根町

勤務時間	１．活動時間は原則として、1 日 6 時間、週 30 時間です。 ２．休暇日は、市が委託する団体と協議のうえ決定します。 ※有給休暇あり。 ※業務内容によって、1 日の勤務時間の範囲内で勤務時間を変更する場合があります。時間外または休日に出勤した場合、それに応じた振替（代休）での対応とします。
雇用形態・期間	１．桐生市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、桐生市長が委嘱します。 ※市との雇用関係はありません。市が委託契約を締結した委託先との雇用関係になります。 ２．委嘱期間は年度を基本とし、最初の委嘱の開始から通算して 3 年まで延長することが出来ます。 ※隊員として相応しくないと判断した場合などは、委嘱期間内であっても、市は隊員の職を解くことができます。 ３．任期の開始は令和 9 年 3 月 1 日以降とし協議のうえ決定します。
給与・賃金等	１．報償費：月額 291,000 円（予定） ※賞与・時間外手当・退職手当等の支給はありません。 ２．パソコン・プリンタ借上料（通信費含む）：月額 6,000 円 ※活動の際に使用する場合に支給。 ３．自動車借上料（燃料費・保険料等含む）：月額 20,000 円
待遇・福利厚生	１．社会保険（健康保険・年金保険等）：委託先で加入します。 ２．活動に要する経費：協力隊の活動と認められる経費を市の予算の範囲内で支給します。 ３．住居：2DK 住宅を用意してあります。ご自身で住居を用意する場合、賃貸に限り賃貸料（上限額 30,000 円）を支給します。 ４．業務に支障がなく、また、市が認める場合は副業ができます（届出が必要です）。
申込受付期間	令和 8 年 11 月 1 日（日）から令和 9 年 1 月 11 日（月）まで
審査方法等	１．応募・審査の流れ （１）第一次選考（書類審査） （２）第二次選考（面接審査） ※選考状況により、追加で第三次選考（またはそれ以降の選考）も行うことがあります。 ※日程等の詳細については、別添「応募・選考スケジュール」のとおり。 ２．その他 （１）応募にかかる経費は本人負担となります。 （２）提出していただいた書類は返却しません。 （３）委嘱決定者の住民票の異動日は、委嘱の日になります。
担当	桐生市黒保根支所　市民生活課　庶務・税務係 〒376-0196　群馬県桐生市黒保根町水沼 182-3 TEL：0277-96-2111　FAX：0277-96-2571 Email：k-shiminseikatsu@city.kiryu.lg.jp

令和８年度地域おこし協力隊　募集・応募に係るスケジュール

項目	日程	備考
一次選考用書類提出	R8.11.1（日）～ R9.1.11(月)	「応募用紙兼履歴書（一次選考用)」および「地域おこし協力隊　エントリーシート」をメールアドレス（k-shiminseikatsu@city.kiryu.lg.jp）あてに送付してください。 ※応募時のＥメールタイトルは、「氏名／協力隊申込」としてください。 ※上述のメールアドレスを受信できるよう設定しておいてください。
一次選考（書類審査）	随時	Ｅメール及び文書にて選考結果を通知します。文書による通知は遅れることがあります。
二次選考用書類提出	随時～R9.1.20(水)	以下の４点の書類を欄外記載のメールアドレスあてに送付してください。 ①「面接申込書（二次選考用)」、②「住民票抄本」（住所・氏名・生年月日・性別がわかるもので、３ヶ月以内に取得したもの。)、③「市税に滞納がない証明書」(３ヶ月以内に取得したもの。)、④「自動車運転免許証の写し」（表・裏）
二次選考（面接審査）	R9.1.12(火) ～R9.1.25(月) 土日含む ９時～17 時	・対面の場合の会場は、桐生市黒保根支所内です。 ・面接希望時間が重複した場合は調整させていただくことがあります。 ・選考結果の通知（Ｅメール及び文書）発送はR9.2.10（水）を予定していますが、前後することもあります。 ※選考状況により、追加で第三次選考（またはそれ以降の選考)も行うことがあります。
委嘱	Ｒ9.3.1(月)以降	任期の開始日は協議のうえ決定します。 ※任期の開始日以前に住所異動をしないでください。

○桐生市地域おこし協力隊設置要綱

平成28年4月1日
施行

(設置)

第1条　人口減少、少子高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、桐生市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(活動)

第2条　協力隊は、次に掲げる活動(以下「協力活動」という。)を行う。

(1)　地域行事、コミュニティ活動等の地域おこしの支援活動
(2)　市内外の住民との交流及び移住・定住の促進に関する活動
(3)　地域資源及び特産品の発掘及び販売促進に関する活動
(4)　農林業及び観光業の振興に関する活動
(5)　高齢者の見守り等住民の支援に関する活動
(6)　地域教育環境の向上に関する活動
(7)　地域の情報収集及び情報発信に関する活動
(8)　その他市長が必要と認める活動

(委嘱の要件)

第3条　協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に生活の拠点を移し、委嘱後速やかに住民票を異動させることができる者
(2)　心身が健康で、地域活性化に意欲と行動力があり、市内外の住民と積極的なコミュニケーションが図れる者
(3)　法人若しくは団体又は個人事業主の被雇用者として雇用された者(雇用が見込まれる者を含む。)

(任期及び委嘱)

第4条　隊員の任期は、最長3年までとし、委嘱は任期にかかわらず年度ごとに行うものとする。ただし、協力活動として地場産業等に従事する隊員が、次に掲げる要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として任期を延長することができるものとする。

(1)　当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市長が認めるものであること。
(2)　起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3)　市内に定住し、かつ、市内で起業・事業承継を行うこと。
（令和8年4月1日・全改）
(隊員の遵守事項)
第5条　隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
(2)　任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
(3)　協力活動の時間外であっても桐生市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
(4)　健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
(5)　身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。
(協力活動に伴う市の支援)
第6条　市長は、隊員の行う協力活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援を行うものとする。
(1)　隊員の協力活動に関する総合調整
(2)　住民及び関係者への周知
(3)　協力活動終了後の起業・定住支援
(4)　その他協力隊の円滑な協力活動に必要な事項
2　隊員の住居については、必要により市が借り上げた住居を貸与する。
(支援機関への事業委託)
第7条　市長は、隊員が行う協力活動を指導し、支援するため、第3条第3号に規定する法人若しくは団体又は個人事業主(以下「委託先」という。)に本事業を委託することができる。
(活動時間等)
第8条　隊員の活動時間は、原則として1日6時間、週30時間とする。
2　前項の規定にかかわらず、市は委託先と協力活動の内容において調整が必要と認める場合は、活動時間等を調整できるものとする。
3　隊員の休暇日は、市が委託先と協議の上、決定するものとする。
(隊員の就業等)
第9条　隊員は、協力活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。
(身分証明書)
第10条　隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2　身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
3　身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（日誌及び報告書）

第11条　隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2　隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動の内容を協力活動報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

（解任）

第12条　市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1)　法令若しくは隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3)　自己の都合により、退任の申出があったとき。

(4)　協力活動に必要な適格性を欠くとき。

(5)　隊員としてふさわしくない非行のあったとき。

(6)　協議なく住所を移したとき。

(7)　その他市長が不適格と認めたとき。

2　隊員は、退任し、又は解任されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

（守秘義務）

第13条　隊員は、協力活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

（庶務）

第14条　隊員に関する庶務は、隊員の協力活動に係る事務を所管する課等において処理する。

（インターン）

第15条　隊員を希望するインターン参加者は、市からの委嘱を受け、2週間以上3か月間以下の期間において、協力活動を行うことができる。

（補則）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和8年4月1日要綱)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

90㎜

55㎜

身分証明書

写　真	ふりがな 氏　　名
正面、脱帽にて3か月以内に撮影したもの	生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、桐生市地域おこし協力隊設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。

有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

桐生市長　　印

(表)

(注意事項)

1　協力隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2　この身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は変更することはできない。

3　この身分証明書を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4　協力隊員は、退任し、又は解任されたときは、速やかに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(裏)

様式第２号（第11条関係）

協　力　活　動　日　誌

桐生市地域おこし協力隊員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

活 動 日	年　　月　　日（　　）		
活動時間	時間　　分（　　時　　分 ～　　時　　分） （　　時　　分 ～　　時　　分）		
活動場所			
協 力 者			
活動内容			
特記事項			
確認印			

様式第３号（第 11 条関係）

年　　月　　日

（宛先）桐生市長

協　力　活　動　報　告　書

桐生市地域おこし協力隊員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

協力活動報告年月	年　　月分
協　力　活　動　内　容	
翌月の活動予定内容	
要　望　意　見　等	

※毎月 10 日までに提出してください。